

## 大雨に伴う対応についてのガイドライン

### 1 登校について

(1) 前日に臨時休業決定の場合、「文書」や「学校連絡メール」にてお知らせします。

(2) 前日に未決定の場合

- ①午前6時30分の時点で「大雨特別警報」が発令されている場合 → 臨時休校
- ②午前6時30分の時点で「避難指示」が発令されている場合 → 自宅待機
- ③午前6時30分までに「避難指示」が解除された場合 → 登校

※ 「避難指示」が解除されても、保護者が「危険である」と判断されましたら、登校させないでください。その時は、学校に連絡をお願いします。

※ 「避難指示」発令当日の臨時休校については、「学校連絡メール」にてお知らせしますが、併せて長崎市ホームページ、テレビ、ラジオの報道及び長崎市防災無線による情報等でご確認ください。

### 2 児童登校後、「避難指示」が発令された時

(1) 「避難指示」が発令された場合 … 学校内待機、安全確認後に集団下校

※保護者が迎えに来られた場合は、保護者への引き渡し。

(2) 「避難指示」及び「大雨特別警報」の発令が予想される … 集団下校

(3) 「避難指示」が解除された場合 … 安全確認後に集団下校

※早めに下校させる場合に備えて、事前に家族で話し合い、帰宅先（下校先）を決めておいてください。

### 3 給食について

(1) 「給食を中止する場合」や「弁当持参する場合」は、事前に「文書」でお知らせします。

※文書が間に合わない場合は、学校連絡メールにてお知らせします。